

昭和三十一年二月二十二日(水曜日)

午前十時三十八分開議

出席委員

委員長 松前 重義君

理事愛知 一君 理事秋田 大助君

理事小泉 純也君 理事廣瀬 正雄君

理事早稲田 柳右衛門君 理事松井 政吉君

理事森本 靖君

竹内 俊吉君 濱地 文平君

山本 利壽君 志村 茂治君

原 茂君 八木 昇君

橋本登美三郎君

出席國務大臣

郵政大臣 村上 勇君

出席政府委員

郵政事務次官 上林山榮吉君

郵政事務官(大臣官房電氣通信監理官) 松田 英一君

委員外の出席者

大蔵事務官(主税局税制第二課長) 吉国 二郎君

日本電信電話公社副総裁 柳 勉君

日本電信電話公社理事(營業局長) 吉沢 武雄君

専門員 吉田 弘苗君

二月二十日

委員森本靖君辞任につき、その補欠として田原春次君が議長の名で委員に選任された。

同月二十二日

委員田原春次君辞任につき、その補欠として森本靖君が議長の名で委員に選任された。

同日

理事森本靖君同月二十日委員辞任につき、その補欠として同君が理事に当選した。

二月二十日

簡易保険診療所の増設等に関する請願(川村善八郎君紹介)(第七五五号)

簡易保険及び郵便年金積立金の融資範囲拡大に関する請願(川村善八郎君紹介)(第七五六号)

簡易保険の保険金最高制限額引上げの請願(川村善八郎君紹介)(第七五七号)

北海道地方に簡易保険及び郵便年金加入者ホーム設置の請願(川村善八郎君紹介)(第七五八号)

日本電信電話公社法の一部改正反対に関する請願外一件(赤城宗徳君紹介)(第七五九号)

中津川郵便局に電話切替器設置の請願(池田清志君紹介)(第八一二号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

理事の互選

小委員の補欠選任

電話設備費負担臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三一号)

電氣通信事業に関する件

放送に関する件

○松前委員長 これより会議を開きます。

まず理事の補欠選任に関する件につ

いてお諮りいたします。一昨二十日、理事森本靖君が本委員を辞任されましたに伴い、理事が一名欠員となっております。この際その補欠選任をいたしたいと存じますが、前例によりまして委員長においてこれを指名するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松前委員長 御異議ないようでありますので、本日森本靖君が再び本委員となられましたので、森本靖君を理事に指名いたします。

次に電波及び放送に関する小委員の補欠選任の件についてお諮りいたします。小委員森本靖君が本委員を辞任されましたに伴い、小委員が一名欠員となっておりますが、同君を再び電波及び放送に関する小委員に指名したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松前委員長 御異議ないものと認めまして、森本靖君を右小委員に指名いたします。

○松前委員長 次に電話設備費負担臨時措置法の一部を改正する法律案及び電氣通信事業に関する件、放送に関する件を一括議題として審査を進めます。

この際テレビ受像機の商品税の問題について、秋田委員より発言を求められておりますので、これを許します。

○秋田委員 前会の本通信委員会、す

なわち本年二月十一日に開催されました本通信委員会におきまして、私が発議いたしましたテレビジョン受像機に対する物品税の低税率適用期限延長に関する申し入れの件という議題を、全会一致をもって可決をいたしました。現在低税率適用を受けております十四インチ受像機以下その他の低税率適用期間を、なお当分の間延長していただきたいという意向であるということ、大蔵委員会に申し入れることを決意いたしましたのでございます。その趣旨について申し上げることは省略いたしますが、その本旨に従いまして、本日は大蔵省主税局の御意向を承わっております。承わるところによりますと、大蔵省側においては、十四インチ受像機以下の受像機その他の低税率適用期間が本年の六月末日をもって終了する機会に、七月以降これを十七インチの受像機以上のものと同等に、税率三〇%にするという御意向があるように承わっておりますが、さようではございませんか。

○吉国説明員 テレビジョンのブラウン管十四インチ以下のものを使用するものについては、本年の六月三十日まで製造場から移出をいたしました。あるいは保税地域から引き取りましたものについては、本則にかかわらず一五%の軽減税率を適用いたしますが、現行法でございまして、従いまして六月三十日を経過いたしますと、自後は自動的に本則が適用になりまして、三〇%の税率が適用になるわけでござ

います。御承知のように最初テレビジョンに課税をいたしましたのは、二十九年の四月でございまして、その当時テレビジョンの生産台数は、たかだか月産二、三千であったわけでございまして、テレビジョンを早急に普及して電子工業の育成をはかるという意味におきまして、これを全部三〇%課税するのは若干無理があるという意味におきまして、十四インチ以下のブラウン管を使用するテレビジョン並びにその部品品については、一年間一二%の軽減税率を適用することにしたわけであります。その後テレビジョンの生産台数もかなり上昇して参りましたので、昨年の改正において、昭和三十一年六月三十日までは軽減税率を一五%として、一年間据え置くということになったわけであります。当時の生産台数は、大体において八千台程度になつておつたわけでございまして、かなり生産も軌道に乗つて参つたというところで、税率の若干の引き上げをいたしましたわけであります。そこで本年六月になりましたと、この特別な経過規定が終了いたしますので、どうしてもそのまゝにしておけば、三〇%という本税率が適用になるわけであります。現在の生産の状況は、御承知の通りで十一月においては二万台程度の生産が行われております。量産の計画もほぼ軌道に乗つたという判断ができるように思われるのでございます。しかしながらテレビジョンの普及という点から申しますと、なおこのまゝいきなり

三〇%の税率を適用することは無理ではないだろうかという点もございませうし、それと同時に他の課税物品との権衡を考えますと、電気器具については、原則的には二〇%の税率を課税いたしております。その中でさらに高級なもの、たとえば電気冷蔵庫のごときのものについては、大型は四〇%、小型は三〇%、あるいは電気蓄音機のごときものについては三〇%という特別の税率が適用になっております。ただ五球以下のラジオ、このような大衆の普及品となっておるものにつきましては、逆に五%というような税率になつておるわけでございませうが、一般的に申しまして、電気器具は二〇%程度の税率が平均的なところであるわけでありませう。そういう関係で、こしばらくの間は、十四インチ以下のテレビジョンに対しては二〇%の軽減税率を適用しようという意味の税法改正案をまとめまして、現在それで進みたいと考えておるようなわけでございませう。

○秋田委員 そうすると、十七インチの受像機以上のものは現在三〇%であるが、そこまで上げることは少し酷だと思ふから、一般電気機器、たとえば電気掃除機とか洗濯機と同様二〇%まで、すなわち現行の一五%から五%上げた、こういう御意向だと今承りました。あらためてこの際、それではなぜこれに課税するか。私もこれは課税すべきものではないと思う。英米においてこそ課税されておるが、その他のわが国と国情を同じうするところの西独あるいはイタリアその他のヨーロッパ諸国においては無税である。にもかかわらず、わが国において

これに課税をするということとは、われわれの理解しがたいことではございませうが、財政上の必要ということも考慮して、われわれは過去において一五%課税というものをやむなく承て参つたのであります。この際あらためて承わつて御意向を、この際あらためて承わつておきたいと思ひます。その御返答いかんにかゝつては、これに課税するべからずという根拠について詳細にわれわれの見解を申し上げて、大蔵当局の蒙を聞きたいと思ひますが、この点について大蔵省側の御見解を承りたいと思ひます。

○吉田説明員 諸外国の課税の例はいろいろございませうが、西独、イタリア等におきましては、御承知のよう一般売上税という形で広い流通税を取つておられます。わが国のような物品税に該当するものはきつめて少いのであります。そのような関係で、テレビジョンに一般売上税以外の間接税がかかつていないということ、は、租税体系上の問題があるかと思ひます。現在六〇%の課税をいたしてございませう。アメリカにおきましては、製造者消費税を課税してございませう。フランスにおきましては付加価値税を課税してございませう。ただいま御指摘のありました、なぜテレビジョンに課税するかという問題でございませうが、現在物品税は、いろいろ批判もございませうけれども、大体におきまして奢侈品という範囲からかなり広がつてお

まして、御承知のようになり大衆的な物品にまで課税いたしておるわけでありませう。従ひまして他の課税物品との権衡を考えます場合に、テレビジョンのような比較的消費能力の多い層が使用するものにつきまして課税しないということは、物品税の課税の権衡上非常に不都合がある。現にオールウェーブのラジオにつきましては、あるいは六球以上のラジオにつきましては二〇%の課税をいたしておるわけでございます。二〇%の税率の適用を受けておられますラジオの中には、一万数千円というものもあるわけでございます。それよりテレビジョンの方が税率が安いというためには、テレビジョンが生産段階においてまだ未熟であつて、非常に育成を要するといふような強い理由がなければならぬと思ひます。そういう点で、もちろん現在テレビジョンが新しい生産の段階にあることは間違ひございませうけれども、先ほど申しましたように、現在異常な早さで量産が行われておまして、昨年六月に一五%に上りましたときに予想をいたした当時の生産台数よりも、実績は十一月当時においてすでに予想の生産を上回つておるようなわけでありまして、そういう関係から申しますと、現在播磨期にある産業を育成するといふ意味において、軽減税率を適用するといふことを強く主張する根拠はかなりなくなつておるのではなからうか。現に昨年の九月におきましては、テレビ生産の総価額は、あれほど盛んになつておられますラジオの生産の総価額を凌駕しておられます。そんな関係におきまして、少くとも六球以上のラジオと権衡をはかるといふ意味にお

きまして、二〇%程度の課税はやむを得ないのではなからうか。同時に、現在は一五%にいたしてしまつても一五%にいたしてしまつても、一年限りの特例にいたしてございませうが、二〇%の税率を適用するといふと、当分これを継続しても差しつかえないのではないかと、それで一年限りといふことにはいたしませんで、当分のうち二〇%というような規定になつたと考えておるわけでございます。これによりまして、現在テレビジョンは量産に従つて課税価格は漸次下降いたしておられます。昨年の六月ごろに比しますと、現在大手各社では一割ないし一割五分程度ずつ課税価格、つまり製造価格が下つてきておられます。そういう点を考えまして、当分税率を据え置きますならば、業界としても値下げについて目途がついて、思い切つた値下げもできるかと思ふのであります。もし値下げをして、そのあとで三〇%に上るといふような問題があれば、思い切つた値下げも躊躇せざるを得ないが、現に現在相当な量産が行われて、今値下げが行われる段階にあるように思われますけれども、この問題が片づくまでは思ひ切つた値下げもできないのではなからうか。そういう意味におきましては、当分の間二〇%という税率を適用すれば、その点においての不安定といふものは除かれる、かように考えておるわけでございます。

○秋田委員 現在の物品税が必ずしも奢侈品に課税するといふ趣旨からではない、従つて類似の他の品目との均衡上二〇%くらいは量産態勢もはば整つておるからこの際適當ではなからうかという御趣旨に承りました。が、あらためてお尋ねいたしますが、それではテレビ受像機といふものは奢侈品であるとお考えになつておるか、おらないか。

○吉田説明員 奢侈品という定義は実は非常にむづかしいのでありまして、現在物品税につきましても二機の議論が行われておられます。一方においては奢侈品に限つて課税をする、その場合に奢侈品とはどの程度のものをいうか、実は各人各様といつてもよいような形になつておられます。テレビジョンを奢侈品と言ふか、あるいはそれ以外と言ふかといふことは、非常にむづかしい問題だと思ひますが、少くとも現在物品税を課税されている物品と比較すれば、それ以下のものではない。奢侈品と言ふかどうかは大きな問題であると思ひますけれども、現在物品税が課税されておる物品に比べて、それよりも奢侈品が少ないとは申せないといふふうな考えでございませう。

○秋田委員 現在物品税が課せられておる品目と比較して、奢侈的な性格がより少いとは考えないとおつしやるのであります。私どもはこれはラジオと比較して、ラジオと申しましては六球以上の高級なものは除いて、五球以下の普通家庭で使われておるラジオ受信機と比較いたしまして、本質的に奢侈性が少ないか、その点についてあなたの御見解を伺いたいと思ひます。

○吉田説明員 奢侈性といふ問題につきましては、相対的な問題があると思ふのであります。本質的にそのもの自体で考えるといふことにも一つの考へ方がございませうけれども、そのものが一般の消費水準で容易に得られるものであるかどうかという、一つ

の大体の需要というものとにらみ合せて判断することが必要であると思うのであります。そういう意味におきましては、現在の五球以下のラジオよりも、テレビジョンの方が奢侈的であることは間違いないと思います。

○秋田委員 私のたゞいまの質問の言葉が足らなかつたかと思いますが、よくお聞きになっていなかったかと私思うのであります。誤解をされておるようであります。おそらくこれを買いて、より奢侈性が高い、こういうふう

に考えられての御審判と思ひますが、私のお尋ねしたのはテレビ受像機そのものの本質からお尋ねしておる。普通一般の家庭で使用しておる五球以下のラジオ受像機と比べてみて、本質的に奢侈性が高いものであるかどうかというところをお尋ねしておる。

○吉田説明員 本質的にと申しましたが、私よくわかりかねるのでございまして、おそらく家庭で見ると、テレビジョンを見るということと、ラジオを聞くということは同じ程度のもではないか、こういう御趣旨であると思ひますが、その点は、私も先ほどは誤解しておつたかと思ひますが、テレビジョンについては同時に一定の社会

の文化的、経済的水準というものが前提になつて考えられると思うのであります。ラジオにつきましても、初期におきましてはまさに奢侈品であつたわけでありまして、現在一千三百万くらい普及をいたした今日においては、これはラジオを聞くということとはもう奢侈品でも何でもありません。ところが

大正十二年ころに初めてラジオができましたことは、ラジオは最も高級な娯楽品であつたわけでありまして、そういう意味におきましては現在のテレビジョンはやはり奢侈品の段階、と言つてはどうかと思ひますけれども、ラジオと本質的に同一だということは私は考えられないのぢやないかと思ひます。

○秋田委員 ちょっと向きを変えてお尋ねいたしますが、あなたのうちはそれではテレビ受像機を備へておられますが、テレビ受像機は備へておられますが、テレビ受像機は備へておられます。

○吉田説明員 私のうちはラジオは備へておられますが、テレビ受像機は備へておりません。

○秋田委員 それではあなたはテレビ受像機を備へたいというお考えがあるかどうか。あなたはもしないとしたら、お尋ねしたいのは奥さんがぜひテレビ受像機を備へたいというふうなことが、日常御家庭で暖炉の炉辺でお話が出ないかどうか伺ひたい。

○吉田説明員 そういうお尋ねでございまして、率直に申し上げましてやはりテレビジョンを備へたいという気持ちにございまして、どうもその中に入つておられます考え方は、遺憾ながら野球が見たいとか相撲が見たいというところの方が強いように思つております。

○秋田委員 それは非常な誤解だらうと思う。確かに普通のラジオ受像機においても娯楽、嗜好を満足させる大きな効用があります。しかしその本質はそういうものではないかと思ひます。そう理解すべきが少くとも優秀な大蔵官僚であるあなたの当然たるべき態度であらうと思ひます。今日あなたにもしあなたの御家庭の皆様がテレビ受像機を備へたいという場合、それはちょうどラジオ

と同じだと思ひます。本質的には少しも変りない。いなむしろもつとより高い文化的使命を持つておる。百聞は一見にしかずという言葉がある。ラジオが民主政治の高揚のために、憲法でわれわれが目ざしておる文化国家建設のために、その他文化教育のために一日も欠くべからざるもの、これは奢侈品ではございせん。われわれが現在生きていくためには食物と同様に、ある意味においてそれはそれ以上に必要な文化的生活必需品なんです。放送の面において、普通のラジオ受像機以上にテレビ

というものが高度のものであるということはお認めになるだらうと思ひます。それだけ効用が多い。これによつて子供が勉強しなくなるというふうな、いろいろな弊害等も世上云々されておるけれども、その持つところの本質的な文化

的使命を、お互い国会議員としても政府としても持つておる。あなたの御家庭でこれをぜひとも備へたいというものは、そこに根ざしておると思ひます。だから本質的には奢侈品じゃございせん。国家がかりつぱな文化国家として成立し、また今日まだ未発達の状態にあるわが国の民主政治というものを向上させていくには、必要欠くべからざるもの、ラジオ受像機以上に必要なもの、ただ今日これが高いというところにネットワークがある。それだから奢侈品的な感覚を持つ、それは誤解なんです。こ

れを安くして、あなたは大蔵省の課長さんかもしれないが、少くとも課長級でもすぐ買えるということにしなければならぬ。それが本委員会の使命なんです。政府として、大蔵省もその使命を同じくするべきです。この点をよく一つ考えていただきたい。ただ税収を上げればよいというだけでは足りない。いたずらに高くすることによつて、少くとも値段を上げないかもしれぬが、量産体系を整へ、その趨勢を早め高め、そしてテレビ受像機の価格

を純化せしめるような措置をとるべきかとらざるか、税収入の面から考えてみましても、上げることが必ずしも予期の税収入を上げるかどうか大いに疑問だと思ひます。むしろこれを上げるよりは下げるくらいの覚悟を持つてもらいたい。それによつて量産体系がうんと整う。あなたがさつきおっしゃつたところの電子工業というものは、それによつて発達する。これは日本の今の時代の要求であるところの科学思想の水

準を高めるということに当然役立ってきます。防衛産業を育成しなければならぬという国家的要請もある。社会党の方々においては、これはただそのまま顔面通りあるいは受け取らないかもしれぬけれども、この面におきましてもこの電子工学を発達させることは十分必要です。電子工学を発達させるにはどうしたらいい。テレビ受像機の生産体制を整へる。テレビ工業の生産体制を整へるにはどうしたらいい。今

テレビ受像機に対するところの民衆の要求の中心は何であるか。十四インチの受像機であります。だから十四インチの受像機の生産体系を整へるとい

ことが、すなわち電子工学を発達させ、日本の科学水準を高め、ひいてこれの關係しておるところの諸産業を盛んにする。やがて受像機製造業が盛んになることによりまして、これの生産費が低下すれば、豪州にこれが輸出できるといふことはみんな言つておる。貿易振興ということがわが国の産業政策上重大な使命であり、政策の要諦であることはあなたも御承知の通り、その一助をこれはなすわけ

です。この点から考えても、これを引き上げていくことはどうも考えられぬ。どうでございましょう。

○吉田説明員 仰せの通りテレビジョンが文化的使命を持つております。と、電子工業の発達の上に非常に有力な手段であるということにつきましては、私も決して考えていないわけではございせん。ただ先ほど来申し上げましたように、現在の一般の消費水準から考えまして、他の物品と課税の権衡を維持できないことになつては、これは物品税自体が一つの大きな危機に遭遇するわけでありまして、税収自体ということよりも、課税の物品の権衡ということ、公平な課税ということが問題だと思ひます。その意味におきまして、これらの文化的使命その他を考慮

合せまして、本来ならば法律の現在の建前からいたしますと、一年に限つて一五%の軽減税率を適用するということは、事情の変化のない限りは期限が経過すると同時に、本来の税率に返るという精神だと私は理解しておるわけですが、それでもなお無理がある、その点をいろいろ勘案いたしまして、文化的使命もあり、電子工業の発達もあり、現在の量産体系を阻害しない程度

をどのくらい上げようという御予定でございいますか。

○吉國説明員 現在のテレビジョンの生産状況から勘案いたしましたして、5%の引き上げ——引き上げと申しますか、三〇%を二〇%にしますと引き下げで、それによれば、一五%据え置きの場合に比べては約三億程度の増収になると存じます。

○秋田委員 テレビ受像機に対する十七インチも全部含めて、総額幾らだということをお願いしておるのです。

○吉國説明員 全部を含めますと、これはかなり多目に見ておるかもしれません。が、四十二億程度になります。十

す。

○秋田委員 それではそのときにテレビ受像機が大体何台出ると推定されますか。

○吉国説明員 これは少し多目だと思えますが、テレビ受像機が累計で三十三万台程度でございます。

○秋田委員 その三十三万台程度のう

ちで、十四インチ以下のもの及び十七インチ以上と分けて、どういうふうになつておりますか。

○吉田説明員 十四インチ以下が二十一万五千台程度、十七インチ以上が十一万五千台程度と考えております。

○秋田委員 この三十三万台というのは少し見積りが過大ではないでしょうか。

○吉田説明員 この見積りは現在の生産がほぼ継続をしていく、その間若干の伸びがあるとしておるわけでありすが、その伸びが来年度末にはもうなくな

る、最初は若干まだ今の趨勢で伸びて
おりますが、その後はだんだん生産台

教がふえるにつれて伸びなくなりまして、年度末には伸びがなくなるといふ形で推定をしたものでございますが、あるいは若干多過ぎるかもしれないと思ひます。

○秋田委員 私どもは理想といたしまして、今大蔵当局から御発表のありました数字、その程度受像機が普及することは望ましいと考えております。またそうなければならぬ、またそれ以上にしなければならぬ、それがために税率の引き上げというものは、やっではないのだと考えておるのでございます。そこでこの十四インチ受像機というものの製作が、テレビ製作工業の中心をなすものであるということは先ほど来申し上げた通りでございますが、これに現在以上の五％課税率を上げることによりまして、生産意欲を相当減退せしめ、ないしは購買力に対して悪い影響がある、むしろこれを現状に置いておいた方が、生産量なり購買力をさらに向上せしめまして、税収入をよけいにすると私どもは見ておるのであります。この税収入を予定し、あるいはテレビ受像機の販売量あるいは生産量を予定するにつきましては、相当低目に見ていくことが、財政の健全性を維持する上においても私は必要だと思ひます。われわれの見通しよりもむしろやや上回ったところを見ておられますので、数字的にこの点を立証するの論議がまるで食い違ひますから、数字的に申し上げることをこの際取りやめますけれども、われわれの見解によりますれば、現状に置いておいた方が税収入の面からいっても初期の目的は当然達せられるはちろんのこと、より以上のものがあるということをおわれれば

確信をしておるのでございます。こういう財政上の税収入という見地から見ましても、この十四インチ受像機以下その他の部品に対するところの物品税の税率は引き上げべきものではない、引き下ぐべきものであるが、財政上の要求に涙をのんでわれわれは現状に据え置くことを承服する。これを引き上げるということとはもつてはかたかたです。し

ばし申し上げました通り、テレビ放送の持つところの国家的な文化使命という点から考えまして、もつてのほかにあると承服しております。テレビ受像機は奢侈的本質の物品ではございません。ラジオ受信機に準ずるところの、いなそれ以上の大衆の日常生活の文化的必需品である本質を備えておるといふことを、一つよく認識していただきたいと思ひます。従いまして一般大衆のこのテレビ受像機に対する購買意欲というものは、他の高率課税の物品に比してより大なるものがあることは、もうあなたの御家庭の事例によつてもわかる通り、各地において大衆が零細な金を貯金してテレビを買うためのテレビ貯金として積み立てている。そうして地方でもってテレビ放送局ができることを待ちわびておるわけなんです。今ここでもってこの率を上げますと、ようやくテレビが東京とか、名古屋とか、大阪とかの大都市から、今度は広島であるとか、岡山であるとか、福岡であるとか、松山であるとか、仙台であるとか、引き続いて北海道、北陸地方、こういう地方の中小都市あるいはその周辺の農山村に普及しようというときになりまして、こういう地方の方々がテレビを買う場合に、低率課税の恩典と

いうものは大都市だけに厚く与えたといふことになる、この点はどうかお考えでありますか。

○吉田説明員 先ほども申しましたように、一二％課税時代より一五％課税時代の方が、テレビの小売価格が安くなつております。それから今度二〇％という税率を適用いたしました場合に、おきまして、おそろく小売価格は下るであらう、というのは昨年の六月当時に一五％にいたしましたときの庫出価格に對しましては、現在十二月までに大手の製造者が納めております物品税の課税標準価格、つまり製造価格は一刻以上下つております。従つて税を含めましても、現在では当時の六月よりも値段が下つておる。しかもこの九月から十一月にかけて生産態勢が整つて、飛躍的にテレビの台数はふえております。おそろくこの間に値下げが行われるはずである。しかも値下げを行つたために、この六月三十日限りで税法は自動的に三〇％税率が適用されるということになります。値下げを今やつておくことはなかなかできない。そういう関係がございしますが、おそろくこの点がはつきりすれば、現在の実情に應じた価格がきまらぬと思ひます。その場合に現在よりも高い価格が出てくるということは、ちよつと想像ができません。これが現実ではないかと思ひます。

○秋田委員 テレビ受像機の小売販売価格がだんだんと低下しておること、御説明を待つまでもなくわれわれは常識として知つておる。また今後そうさせなくちやいかぬ。しかしながら十四インチのものについて税率を上げるることによつて、高めはしないとしても、少くともその低下の傾向を鈍化せしめるということは、十分言えると思ふ。問題は小売価格が安いからというよりも、その税率の恩恵の均等化というところが私は問題だらうと思ふのである。大都會におけるよりも地方の中小都市あるいは農村における購買力の低いことは申すまでもない。この低い購買層に普及の波が及びつた。そこにテレビ放送の持つ文化的使命からいって、当然もつとも安んずるべき受像機を普及し、享受せしめなければならぬという観点からいって、この際税率をますます上げていくという点から見て、私は国家としてとるべき政策ではない、こう考えるのであります。この際テレビ受像機に対して高率な課税を行うということは、今後受像機を購入する階層が漸次低所得者に移行して、これを推進することが必要であるにかかわらず、これに支障を与えることになり、また国家としては、かに有効なテレビ受像機普及の助成策はない現在、その価格は場合によつては多少一時期は上るかもしれぬが、また少くとも低下の傾向を鈍化して、せつかく芽ばえてきた購買意欲を抑えて、最近上向きにきた普及の趨勢にささかでも悪影響を与えるというやうなことは、メーカーの生産意欲をそぐやうな結果になるばかりでなく、先ほども申しました通りわが国の電波工業の発達、その他ラジオあるいはテレビの持つところのほんとうの国家的な文化的な使命というところに対して、非常な悪い影響を与えるということをおいてはもう御了解願つておること

思ひます。今日の論議の模様をどうぞ局長なり大臣によくお伝え願つて、一つ即刻大蔵省の態度は間違ひであつたといふことを上司に上申をされまして、少くともこれは一五％に据え置くべきものであるといふことを、あなたは國家のために上司に上申あらんことを私は國家のために熱望をして、今日はこの程度で質問をやめておきます。

○山本(利)委員 関連。私はこの方面にはまことに知識がございせんので、いろいろの点についてお教えをいただきたいと思ひます。本日委員会で先ほど来秋田委員からいろいろ御質問があつて、それに大蔵当局からお答えになつたことで、ちよつと私のまだ納得のいかないところがございます。したから、その点についてお教えをいただきたいと思ひます。

まず質問や答弁によつて第一番に私の得たことは、テレビの受像機の効用というものがラジオに劣らないものである、だから文化の進展という点からいひ、あるいは電子工学の進展という点からいひ、これはますます今後普及すべきであるという点をおっしゃつたように思ひます。私もまことにそうだと思ふ。けれども、今度の税金を上げることによつて、ことにその上げの場合の見積りが、十四インチ以下は二十一万台とか見積られておる。これは秋田委員の話によると過大であるといふ。そのほとんど過大であるといふくらいまで最大限度に生産量も見積つて、それに対して今度は税金を五％上げていくというその態度は、テレビがますます国家的、文化的に重要なものである、あるいは当局のいろいろな点を浸透させる点からいひても必要で

あるという点に対して、それは国家をあげて、各省をあげて、政府全体としてこの点の普及をはからなければならぬのに、その点についての考慮が少しも払われていないように思うのであります。大蔵当局がこの税額を上げようとする努力はもつとだと思ふ。国家収入を上げなければ、それが各方面に使われるのでありますから、それはもつとだと思ふ。けれども、片方において国家的にテレビを普及するということは自然の趨勢でもあるし、必要なことであるというならば、それを普及させる方向への努力もなければならぬと思ふ。それが少しもないように思うのであります。この点について大蔵当局はいかにテレビを普及させることについての考慮を払われたか。先ほどの答弁の、はってれば三〇％になるのを二〇％に下げたのだから、その考慮を払ったという事は、これは私は理由にはならぬと思ふ。そうおっしゃって困るから先にそれを申し上げておくのですが、そんなばかなことではないので、この普及をどんどんはかりながら、一方では国家の税収入が困るからこの程度上げたというならば、そこのかね合ひということもわれわれはまた考えるのだが、今までの答弁によつては、少しもこの普及促進に対しての御同情と、それに対するところの政府としての思いやりがないと思ふ。その点についての御答弁をまず伺つておきたいと思ふ。

があつたのであります。問題は、このテレビジョンを課税いたしましたときに課税物品として、当時の状況から申しますと、三〇％が適当であるということでも国会にお考え願つたわけではございませんが、それではあまりに高くなり過ぎる。従つて生産が伸びない、そうしておけばいつまでたつても生産が伸びなければ値段が下らない、従つて普及ができない、普及ができなければいつまでたつてもまた税金を改正することもできない。いわば一種の悪循環が考えられたわけでありまして。そこで安い税率を適用して、それによつて普及を進める。同時に、その普及によつて値段が下つてくれば、それによつて生産の価格の引き下げによつて税率を正常化するのことに可能性が出てくる、こういうのが現在のテレビに対する軽減税率の考え方であつたと思ふのです。従つて一二％から一五％に移り、そうして一五％に移つた場合におきまして、一年間で大体その段階に達するであろう、従つて一年たつたならば三〇％になるということを予想して法律ができるというわけでありまして。しかし現在相当値下りはいたしておりますが、一五％からいきなり三〇％に上つたのは、これはおそらく最初一二％の課税をいたしたとき以上の影響がある。と申しますのは、各社とも現在相当に生産台数がふえて競争状態にございまして、相当な値は下げてきております。一五％の上昇はこたえるという意味におきまして二〇％という税率で、また新しく当分軽減税率を置いていこう。これは私どもとしては決して普及に対して無関心であるという意味ではなく、その意味によつて二〇％を置いて

たのであるというふうに私は思つておるのでございまして、その点は私どもが全然テレビジョンをこの際にかまわないという考え方であるわけではないという事を、おぐみ取りいただきたいと存するわけではございません。

○山本(利)委員 この点は少し時間をとつて恐縮ですけれども、これは非常に大切なことだと思ふから一つお許しを願ひたいと思ふのですが、私は農村出身の議員でございまして、まだテレビはございせん。テレビはだいたい伸びた伸びたとおっしゃるけれども、私は山陰ですが、まだ一台もありません。一つもないのです。東京にはあちこちにあるかもしれぬが、この伸び方も少しと思ふ。先ほどあなたは、とかくテレビを置いて、これは相撲とかスポーツだとかというような娯楽を見るためのようになつて、だから税金を取つてもいいという言ひを回し方であつたけれども、私ども農村の議員としては、農家に一軒々々、場合によつてはせめて部落に一台は置いてテレビを見せてやりたい。百姓たちは娯楽がありません。東京ならいつでも映画を見ることができましよう。芝居を見ることがある、あるいは野球を見ることがあります。けれども朝から晩まで一生懸命に働いておる彼らに向つては、娯楽は必要であります。その意味においては私は、このテレビというものはまことによいものだと思う。しかも政府はいろいろな施策をするけれども、そのことはとかく徹底いたしません。東京だとかなんとかいうところならば、われわれが街頭に立つて演説してもたくさん人が集まつてくるが、このいなかの山間部の者には、政府でお

考えになつたよい政策もなかなか徹底しないのです。だからその点においてはどうしてもテレビを普及させて、ラジオとともにこれを普及させることによって、私は国策を浸透させることができると思ふ。しかも娯楽を与えることができる。このことについては国家をあげてこの普及をはかる必要があると思ふ。だからこれは今伸び盛りののです。伸びようとするところに水をぶつかけるような態度というものは、私はよいことではないと思ふ。この五％を上げることによつて三億円の税金がふえるとおっしゃるけれども、今の政策の浸透やら、あるいはいなかにおいて、このごろはだんだん危険な思想が入つてくるといつて国民たちは嘆息しているけれども、この思想善導という意味からいつても、健全な娯楽を与えるという意味からいつても、この三億円の税金を取り上げるよりは、それにかける費用の方がよほど多いのじゃないか。だからその点においても私はこの点をつちかわけなければならぬと思ふ。大蔵当局においても、ほかの方から三億円ぐらゐの税金をばり出すことを考えても、このことについて私は何とかお考え直しを願ひたいと思ふのです。これは単にテレビの税金ということよりも、国策という意味においても、このテレビの普及ということは必要だと考える。私の言つてゐることが、大蔵の方からおいでになつておる課長さんにおわかりになりますでしょうか。単なる詭弁に思われるでしょうか。その点について一応御感想を承りたい。

○吉岡説明員 農村にテレビジョンを普及させたいという御質問は、まことにごもつとだと思ひます。ただ御承知のように、農村にもテレビ以外にある文化施設が必要であるわけではございませんが、これには相当程度物品税がかかつておりましたので、それとテレビジョンとが権衡のとれたものであるべきであるというのが、このテレビジョンに対する税率の問題であるという事を申し上げておきます。

○松前委員長 山本君に申し上げます。ただいま要請書が出ております。愛知、一宮、竹内俊吉君、橋本登美三郎君、松井政吉君から、テレビ物品税に關しまして、大蔵大臣または代理者、通産大臣または代理者になるべく早い機会に当委員会に招致されたい。こういう要請書が参つておりますから、次の委員会におきましては大蔵大臣または代理者、通産大臣または代理者を、責任をもつて答弁される方を本委員会に呼びまして、そうしてこの質疑を続行したいと思ひますので、今事務局とやりまして、これ以上進展しないものと思ひますから、いかがでございませうか。

○山本(利)委員 今のお答え、ちよつと私の納得のいかなかったところがありますから——ちよつと委員長にお尋ねいたしますが、今のお話で、今度は責任のある者が来るとおっしゃつたのが、きょう見えておる政府委員は責任のない方でありまして、その点だけ承つておきます。きょうお見えになつた方は責任を持たない方ですか。

○松前委員長 大体において質疑を承つておきますと、これ以上いろいろ追及しても事務局には私は無理だと思ふ。従つて政府委員あるいはまた大臣をここにお呼びするよりほかに、

あなたの方の御議論に対する解決は得られない、こう思うのです。

○山本(利)委員 しかし実際にそらばんをはじかれるのは、その課長さん、部長さんの級なんです。そこで根本的な思想にちょっと誤まりがあったら困るので、私はその気持ちからですから、悪意ではありません。時間をつぶして恐縮でありますけれども、もう一つ簡単に質問いたしますが、六球以上のラジオの場合です。五球以下なればこれは非常に安いのです。ところが六球以上は一万数千円する。これと比べてラジオの値が高いから、六球以上のラジオにこれだけの税金を課するのだから、それと対照してこれくらいだというふうな御答弁がありました。ラジオの場合においては五球以下において非常に普及させるころの余裕がとつてある。ところがテレビの場合においては、その下の十四インチのところを上げようというのだから、私は五球以下に對するところの考慮がないように考える。この点と、そうしてもう一つの点は、二〇%として二十一万台というのを、もしこれを一五%としたら、さらに伸びる率があると思う。この点については先ほど秋田委員からお話があったかと思ひますけれども、聞き漏らしましたから、これを下げた場合においてはさらに伸びる可能性は私にはあると思うので、ここの見積りの数字をこのテレビ関係の電電公社あるいは郵政関係の方からも一つ承わりたいのと、先ほど言った六球以上云々ということに對する御答弁は、非常に矛盾があったように考えるので、もう一度御答へ願ひたい。

○吉田説明員 ラジオにつきましては

原則は二〇%でございまして、五球以下のものにつきましては五%、かなり引き上げた軽減税率でございまして、これは本則ですが、テレビジョンにつきましては、現在の一五%がいわば軽減税率として使われている。しかしこれは経過的のものでありまして、従つて本則としては三〇%一本になります。

その点は一つ問題があると考えますので、今度の改正で二〇%にいたしますに際しましては、これをかなり永続的な、本則に近いものにするという意味におきまして、当分のうちということになつております。暫定で、とは申しても期限を切らないもの、そういう意味において三〇%と二〇%という率が並立して残つていくというふうになつております。それから一五%にした場合と二〇%にした場合に伸びがどの程度か、これは非常にむずかしい問題だと思ひます。と申しますのは、現在のテレビの価格は、大体十一インチにおきまして五万円前後、従つて五%の上昇は二千五百円程度しか響かない。小売価格になりますと、現在小売マージンが最盛期によつて漸次下つております。二千五百円がどの程度響くかは、ちよつとわれわれも見当がつかない。ので、あるいは相当伸びるかもしれないし、あるいはそう大差がないかもしれないというふうに考えております。

○松前委員長 このテレビ受像機の物価に關する問題につきましては、本委員会においてはすでに全員一致をもち、現在の一五%を継続すべきという決議をいたしました。大蔵委員会にこれを出し、大蔵大臣にも一応出してあります。今日の質疑討論を伺つてみますと、あなたの立場からす

るならば、これ以上は御説明できないかもしれないが、ただいま申し上げましたように、大蔵大臣あるいは代理者、通産大臣あるいは代理者の責任ある方々と次の委員会におきましてこれを討論し、そして結論を得たいと思つております。しかし金会一致をもつて本委員会が決議いたしましたことにつきましては、事務局として十分の考慮さるべきものであると思ふのであります。この点につきましては郵政大臣の見解を委員長として承わりたいと思ひます。

○村上國務大臣 いつもしかられますが、国の財政全般から考えて、いろいろ大蔵当局においても苦しい税の取り方をしようとしてゐるのであります。うが、私は常識的に判断いたしました。も、今まで十三万あまり受像機を購入してゐるのですが、今までの人たちは比較的裕福な人たちであつたと思ひます。これから求めようという人たちは、全体がそうではないでしようが、大体において中産階級以下の人たちというところどこを標準としていいかわかりませんが、少くともテレビを求めたいという、先ほどの話の家族会議でも開いて、そうしてあらゆる貯金を引っぱり出してでもテレビを買いたいというふうな、そういう人たちが多くこれから求めようとするのではないかとと思ひます。従つて私の立場から申し上げますれば、テレビ受像機を今年に相当普及して、国民の文化向上をはかりたいと思つておられますので、できるだけ安価に求められるような税率に、またメーカーにおいても勉強していただいて、一般国民が一人でも多くこれを求め得るようになつたとい

うように考えております。しかし二十インチとか二十一インチというふうな非常にぜいたく品のようになつてくるものは、これは税率が少しぐらいつつてもさほど……(ぜいたく品じゃないですよと呼ぶ者あり)ぜいたく品じゃないでしようが、とにかく高給な人の求め得るようなものについては、今の日本の国情からいへば、二十インチについては多少税を高くされてもやむを得ないのじゃないかと思ひます。が、ともかく十四インチ以下のものについては安価に求められるようにしたいと思つております。

○松前委員長 本委員会においても大蔵、通産両大臣に對して次会において要請いたすつもりであります。大臣も一つ大いにがんばつてやつていただきたいと思ひます。

次の質疑の通告がありますので、これを許します。松井政吉君。

○松井委員 電話設備負担金の臨時措置法についてはちよつとお伺ひいたしますが、いわゆる電話受益者の負担する債券の返済の期限と、それから負担金はおそらく法律では加入者が負担しつぱなしだと思ひますが、その通りであるかどうか、この点を最初に明らかにしていただきたい。

○松田政府委員 債券の償還期限は十年ですが、ただ発行の日から五年を経過したときは抽せんによつて償還することができるといふふうになつております。それから負担金の方は、納めましてから五年以内に電話をやめたときにはお返しいたしますが、それ以後はしないといふことになつております。

○松井委員 もう一ぺん負担金の場合の扱いを聞かしていただきたい。それ

から受益者債券の償還は十年だが、抽せんによつて五年で償還するといふことですが、その抽せん方法——抽せんの場合は申し入れか何かするのでございませうか、その取扱ひの方法についてこまかく説明していただきたい。

○松田政府委員 債券の場合でございしますが、五年間は据え置いてそのまゝでおくわけですが、それから十年たつたら全部償還する。五年と十年の間というものは、抽せんを申し出るのではなく、公社の方で抽せんをいたしまして、毎年四%ずつ返していくということになります。それから負担金の方は、これも戦災電話の復旧の場合と普通の場合と違つてございしますが、戦災電話の復旧に際して納められた負担金は、これはその加入者がやめられれば五年という期限を切らないでいつでもお返しする。普通の加入電話については五年の間にやめになればお返しするが、それ以後になりますとお返ししないといふことになつております。

○松井委員 そうすれば負担金の場合には五年内にやめれば返す、五年後になれば取りつぱなし、こう解釈してよろしうございませうか。債券の場合は五年目から返し始めて十年までには全部返す、こういうことではございませうか。

○松田政府委員 そういふことであります。先ほど申し上げましたように、四%ずつでありますから、途中で少しずつ返して、十年目にぱつとたくさん返す、そういう格好になります。

○松井委員 そういたしますと、今年の三月で最初のものは法律ができてから五年になるわけですね。それで本年

度の予算にはその償還の額がうたつてありましようか。

○松田政府委員 償還の額はもちろん予算に計上してございまして、たしか六億とっております。

○松井委員 その六億はどのくらいの数に對して四％返すというのですか。それからもう一つ伺いますが、本年度予算に計上しております受益者の債券歳入五十五億三千万円、それから負担金四十三億四千三百万円、こういうこととありますが、これは債券の場合、やはり負担金の場合もそうだと思いますが、都会と地方とは違ふ。東京の場合だと加入者の負担金が三千万円、債券が六千万円と承知いたしております。その率でいくと債券の方は倍になつておる。ところが本年度予算で見ると五十五億三千万円と四十三億四千三百万円でありまして、この開きが一体地方と都市とでどういう割合に把握しておるか、この内容について御説明をお願いしたい。

○吉沢説明員 お答えいたします。大体債券、負担金の見積りでございまして、年間どのくらい架設するか、それを大都市では何個、何級局は幾ら、こういう予定のもとに架設することになつております。そこで今お話のごとく、債券も負担金も都市によつて額が違ふのであります。大体架設する数とその都市で負担する債券及び負担金を考えまして、これを合計しますと以上のような大体の見込みが立つのであります。そこで負担金は地方でも最低二万円はみな負担してもらおう。ところが社債となりますと、七級局以下は全然社債をいたかぬことになつております。そういう意味で積算いたします

と、大体以上のような見込みになるのであります。

○松井委員 今度は法律を提出した理由について伺ひたい。存続を必要とする理由書をいたしておるのではありませんか、この理由には、御承知のように電話増設の必要性とそれから建設資金を獲得しなければならぬというところだけがあるわけでありまう。これは公社の立場に立てば当然のことです。当然のことです。ところがこの企業体は御承知のようにやはり公社なんです。公共性を持たなければならぬのです。そういうことにならば、この公共性を持たなければならぬ、しかもコーポレーション組織の企業体の設備資金、たとえば建設資金並びにサービス向上のための増設資金等を、加入者だけが負担しなければならぬようなことが正しいという理由がつかぬのかどうか、この点については理由書には一つもうたつていないのです。この点について大臣の見解をお伺ひしたい。

○村上國務大臣 これは受益者負担の立場からそういうふうしておるようでありまして、いつまでもこうしておくと、いつつものはないという考えであります。

○松井委員 いや、そういうことを聞いておるのではないのです。いつまでもこうしているかいないかという問題については、臨時措置法でありますから、あとで質問いたします。あなたの方がわれわれのところ提出になりました存続を必要とする、五カ年間延ばさなければならぬ理由書というのがございまして、その理由書の中には、電話増設の必要性とか、それから農

村、漁村等もやはり公共性の建前から延ばさなければならぬ。それからそのための建設資金が現状では不足しておるといふことしか書いてないのです。これは理由にもなりません。けれども、僕の聞いているのは、公共性の企業体であるから、もうかるものからぬにかかわらず、不便な農村、漁村に当然電話を架設しなければならぬ、企業体の本質から、あるいは公社法の建前からやらなければならぬのです。要するにそういう公共的な施設、それから設備、国民へのサービスをしなければならぬ建設資金を、加入者にも負担をさせなければならぬような建設資金の仕組みで、いいと考えておるかどうかという本質を聞いておるのです。

○村上國務大臣 電話事業の本来の性質から申しますれば、公社は自己資金または一般の公社債によつて、これらの加入電話の設備拡充をはかるということが当然であると思ひますけれども、加入申し込み等も非常に多いのでありまして、それを満たしていくためには、一応そういうような措置もまたやむを得ないことだと思つております。

○松井委員 そうすると、やはり本質的にはこれではいけないという考えを持っておるのですか。

○村上國務大臣 本質的にはこれは私も必ずしもいつまでもこういうことであるべき筋合いのものではない、こう思つております。

○松井委員 それならば法律の中身を当然御検討なされたと思ひますが、建設資金の百億というもののみにとらわ

れてこの臨時負担の性質について御検討なさつたのか。検討なさるならば、東京に例をとつて申しますれば、負担金の三千万円、債券の六千万円、従来五カ年間出さうというそのまゝの額で、また五年間出さうというそのまゝの考え方は出てこないはず。負担金も債券も性質が違ふのです。それを従来のまゝ五年延ばさうとしてくるというのは、それは百億というもののみで考えが至つたのかどうか知りませんが、ただいまの大臣の考え方とは矛盾着せる法律の内容が出ておるのです。この点について明らかにしていただきたい。

○村上國務大臣 大体二年間は今までと同じような負担になつておりますが、それから先は少しずつ軽減されるようなことになつておるようには解釈しております。

○松井委員 中味をはつきりしていただきたい。

○松田政府委員 お答え申し上げます。この法律案の第一条によりまして、最高額だけをきめておりました、その中身は政令に譲つておりました、負担金とか債券の額はそれぞれ政令できめておるわけでありまして、それでこの法律は昭和二十六年にできまして今年の三月三十一日までの間でありまして、五カ年計画はその途中から始まつておりまして、大体この法律によりまして負担金あるいは債券というものをその考えの中に入れて五カ年計画を立てておられますので、五カ年計画が今後三十一、三十二年と二年間は継続してまいりますから、その二年間というものは、この法律によつてきめておられます政令の中に書いてある金額を変更すれば、五カ年計画そのものに影響を来たすわけで、これは変更できない、

またすべきではないというふうに私ども考えるものでございまして。しかし二年間たちまして、またさらに第二次五カ年計画が立てられると思ひますが、その場合にはもちろん国会でも議論になると思ひますし、私どももいろいろ検討いたしまして、そのときの情勢によつて、あるいは場合によれば、そのときにはこの法律によりまして負担を軽減するといふ方策も考えなければならぬいかとも考える次第であります。その場合に、それではその措置がとれるかというところになりますと、これは先ほど申し上げましたように、この法律の第一条で最高限度をきめてございまして、その範囲内で政令できめるようになっておりますので、政令によりまして適当な額がきめられるというふうな考え方になります。

○松井委員 最高額をきめたというところで、今までの臨時措置法通りの法律が出ておる。内容は政令できめる、二年間くらいは従来通りいきなり、こういうところまではわかりませんが、それならばなぜ五年間という法律案を出しましたか。従来通り二年間ではければ二年間でいいのです。これは臨時措置法ですよ。それをなぜ五年と出したか。政令できめるならば、その政令の中身なしにしてこの法律は出せないのです。二年間は従来通りで、三年目になつたらどのくらい軽減しても自己資金で間に合う、そういうプランがなければ、この法律の中身はないことになる。その政令の中身が明らかにしてもらひたい。ないとすると、ならば、二年間で出すのが当然です。何のために五年間としたか。これは大臣から答弁してもらひたい。

またすべきではないというふうに私ども考えるものでございまして。しかし二年間たちまして、またさらに第二次五カ年計画が立てられると思ひますが、その場合にはもちろん国会でも議論になると思ひますし、私どももいろいろ検討いたしまして、そのときの情勢によつて、あるいは場合によれば、そのときにはこの法律によりまして負担を軽減するといふ方策も考えなければならぬいかとも考える次第であります。その場合に、それではその措置がとれるかというところになりますと、これは先ほど申し上げましたように、この法律の第一条で最高限度をきめてございまして、その範囲内で政令できめるようになっておりますので、政令によりまして適当な額がきめられるというふうな考え方になります。

○松田政府委員 その点につきましては、実はこの法律のできましたときも、まだはっきりとした五カ年計画というふうなものではできておりません、ただ当時電話が非常に困っておったという状況……(松井委員)そんなことは、この臨時措置法を作るときに審議したのだ、何を言っているのだ、冗談じゃない」と呼ぶ五カ年計画は二十八年度から始まっており、その度……(松井委員)われわれは二十七年に五カ年計画を論議したのだ」と呼ぶのですから、法律は二十六年から施行されておりますので、二年間の食い違いというものが、実はこの法律と五カ年計画の間に出ておるわけであります。(松井委員)財政投融資が少いために、政府が五カ年計画を変更したじやないか、何を言っているのだ、当時のことを聞いているのではない、当時のことは君より僕の方が知っているのだから」と呼ぶので私どもが考えましたのは、とにかく二年間というものは従来の五カ年計画の継続で参ります、もちろんそこで将来の長期計画というものを考えなければならぬ。しかしその場合に、長期計画を立てるに際しましては、その財源について、負担金とかあるいは加入者の引受債券というものがとれるかそれはないかというところが全然はっきりしない。二年間で計画の方も終り、法律の方も終るといふことは、将来の計画について非常に不安定な要素があるのではないかというわけで、とにかく一応とれることはとれるのだ、ただしその額について、その計画とあわせて考えることができるようにということ、それから前にとにかく五年間という法律ができ

ておりまして、途中から五カ年計画が始まっておるといふ経過とにらみ合せまして、とりあえず一応五年間延ばしたかどうかということでは案を出したわけでございます。

○松井委員 大臣の見解を聞きましょ

○村上國務大臣 私も大体事務当局の趣旨と同じであります。とにかく計画したそれまでに公社の資金その他の関係がうまくいけば問題はないのです、その需給の関係等からも考えまして、非常に当初の考えの通りにいかなかったという点から、やはり今回のこの臨時措置法による延期をお願いすることになったと思っております。

○松井委員 みんなお答えの見当がはずれていますよ。要は最初の法律ができたときには、すでに五カ年計画というものはわれわれの論議になっておったのです。ところが運用部資金の金を毎年出していたものが、逐次減らされて、それでは戦後における電話の建設ができないから、臨時措置法によって、加入者の負担によって増設しようというところになったのです。ところがその臨時措置法に基く加入者の負担金、債券の方は、公社の努力もあつたでしょうが、成績を上げてきているのです。それが従来の建設資金のかんりのウェイトを占めてきた。ところが公共企業体であつて、もうかるものからないものを問はず地方にもサービスをしなければならぬ事業であるにもかかわらず、加入者の方の成績が上つてきたというので、政府の方からは預金部資金を見放してしまつたわけですね。そこで今度は五カ年計画遂行のための資金の枯渇を見たわけです。そこで五カ年計

画の中身の変更のやむなきに至つたという従来の経過があるので、僕の間かんとするところは、そういう従来のいきさつを聞こうとしておるのではないのです。そうではなくて、今大臣その他が説明されておる通りに、二年間は従来の通りであつて、二年後はこの中身に

ついて政令で変更する、そういう臨時措置法が法体系としてあるかどうかという事です。従来通り二年間でよいれば、これは二年で出すべきです。政令で変更しなければならぬときには、再び立法措置によつて国会の審議を経てからそれをやるべきなんです。それをなぜ五カ年間にやつて、あと三年目から政令という事で法律の中身を隠しておくかということ。それならば、今度は永続的に公共企業体でありながら加入者の負担のみによつて建設するということになれば、公共性が失われてくる。勢いそこに持つてきて、もう一つわれわれが承服できないのは、そういうことで加入者にどんどん負担をさせて建設をやりながら、固定資産税に該当するものを公共企業体から取るとは一体どういうわけですか。たとい七億円の納付金でも加入者の方を減らすべきです。もし三万円の負担金を一千万円減らし、二万九千円、二万八千円にするとも、納付金を取るならば、これは加入者の方のサービスの額を減らすべきです。公共企業体というものはそういうものだと思う。にもかかわらず、五年間ということでは中身を伏せて法律を出したというものは、一体どういうわけかということ。これはやはり閣議にもかかつただろうし、おそろしく十分に論議されて出されたものと思うから、そういう意味におい

て、これを五年間の臨時措置法で、五年間続けなければならぬという法律を出した、その基本的な根拠と、公共企業体の建設資金というものはどこから取るのがほんとうであるか。この二つの問題について説明をしてほしいと、こういうのです。

○村上國務大臣 お答えいたします。すでに納付金の問題については、松井委員も過日のこの委員会におきまして、関係各省当局を呼んで、十分論議が尽されておることありますので、私はこれを繰り返すことはどうかと思ひますが、なるほどこの資金につきましては、原則としては公社自体でみずからの力でやるのが当然であります。が、御承知のように、戦後電話がほとんどめちやめちやとは申されませんが、あのような状態になつて、それから膨大な需要を満たすためには、どうしてもここに相当な負担をしてもらわなければいけないというやうな立場で、私どもも大体三年くらいでいいのではないかというやうなこともずいぶん論議いたしました。三年ではまだ相当困難ではないか、どうしても五年くらいに延長していただかなければ、ほんとうの見通しがつかないやうな気が持たしたしまして、慎重に相談した結果、かようにお願いしておる次第であります。しかしこれもどうしても五カ年では御納付ができないというやうなことになるならば、われわれも十分また検討もいたしてみますが、この場合はどうしても五年くらいは延長していただきたい、こういうやうな気持ちでこの法案を出しているのではありません。

○松井委員 そういう考え方でくるならば、よけい五年としたのはおかしい

のですよ。三年とは思つた、しかし五年くらいの方がよろう、そんなばかな話はございせんよ。公社法をよくお読みになつても、こういう法律を出して、加入者に建設資金の負担をさらに臨時措置法で——これは臨時措置法の体系からいつたら、そんなことはできるものじゃないですよ。それをあえてやろうとするならば、まず公社法における経理、債務の条項の改正からかかつてなければ、筋が通らないのですよ。電電公社はコーポレーションです。だから経理、債務に関する公社法の条項の改正を行つて、あなたの

おっしゃる自己資金でまかなうことが理想だとするならば、独立採算制でいける態勢、さらに大蔵省から給与総額等のワケをはずすところまで改正を考へて臨時措置法でいくというならば、われわれは反対だけれども、それならば理論的な筋が通るのですよ。そうじゃなくて、五年間にしておけば、公社の方では加入者負担で建設資金をかせいでくるだろう、そうすれば政府の方では公算債のワケも今までは運用部資金は全然はずしておるが、公算債もめんどろを見なくたって電電公社でやつていくだろう、そうしてやつていったところが大蔵省の方で経理、債務の実権を握っているのだから、電電公社の経理、債務をしつかり押さえておけばかまわない、こういう考え方できているのですよ。それならば公社そのものに對する定義から論議しなければ解決つかないのです。簡単なものじゃないのですよ。そこまでお考えになつてこの法律案を出しになつたかどうか、そこ

まで考えないで、とにかく政府は運用部資金を出さない、そうすると五カ年

計画は困る、建設資金が不足しているから、何でもかまわないからこれを五カ年間延長せよというその場限りの考え方、場当たり式の考え方を出したとするならば、これはわれわれは十分論議を尽さなければならぬと思う。この辺の見解はどういうことなんですか。今の公社法に基く公社そのものの性格、それから公社法に基く経理、債務の関係、それとこの関係、この三つについて一つずつ区切りをつけてはつきりと御説明をお願いしたい。

○村上國務大臣 私言葉が足りなかったと思います。決してそういう三年なら間に合うのだそうだが、五年にしたのだという、そういうものではありません。私も慎重に事務当局とも検討いたしまして、この五年間の延期をお願いしておる次第であります。詳細につきましては事務当局から答弁させます。

○松田政府委員 おっしゃるところまことにごもっともな点もございまして、現実には公社というものの性格からいたしまして、これが国との関係においていろいろ制約を受けて仕事をしなければならぬというところは、これはむしろ公社なるがゆえにやむを得ない性格になっておると思えます。そこで現在までの実績というものを考えてみました場合に、今までの公社の拡張資金というものが、本来公社として考えました場合にはそういうことでなく、いろいろ希望するところもあるわけでありまして、これも現実の問題として自己の資金と、それに対して公債債というものを持っていて、それ以外に国のいわゆる財政資金というものを出してはいいということ

は、たびたび要求したわけでもございませうけれども、これは大蔵省の方針としては、そこまでは電電公社の現状においてははとも出せない、つまり赤字が出るような場合に考えられれば別として、現在の公社のような経営状態ではとも出せないというふうなことで、財政資金は今まで一ぺんももつたことがない。しかし公債債において、ある程度のワクというものは年々認められてきておりますし、またそれを郵政大臣の努力あるいは公社の努力によりまして、最近ではふえてきておるという状況でやっております。

その場合に、当然そこに法律というものがございまして、その法律による負担金あるいは債券というものが財源として当てにされておまして、それと見合つた上で公社としての来年度の建設計画は、これくらいであるべきであらうというふうなことで毎年きめられていく、こういう格好になっておるわけでもございまして、そういう現実の公社の進み方という点から考えまして、今後の電話の状況というものを将来予測いたしますときに、それがここで根本的に考え直されて、別な形に変わっていくことはわれわれとしては予測できませんが、しかし一方公社の電話をふやしていくには、おしなべて事情の方は、お手元にお配りいたしました資料によりまして、明らかに明かであるように、ここ五年間くらいは決して現在の状況よりも緩和されるというところはないという状況とにらみ合せて、結局毎年の建設計画というものは、こういふふうになつていくであらう、そうすればその間に予定すべき自己資金あるいは公債債としてとれるものというところを

考えていけば、やはり負担金あるいは債券というものは当然必要になつてくるということ、五年間の延期ということをお願いしたわけでありませう。

○八木(昇)委員 関連して。だんだんあつた方になつてくると、話が曲つてきたように感じられるのです。それで先ほどの政府委員の答えの中で、ちょっと私疑問を感じたのですが、今後二カ年はただいままでの五カ年計画の線に基いて、現行の政令による実施内容の変更はできない。しかし二カ年経過後においては、負担金についても加入者の債券引受額についても、これを軽減する余地があるといはるのじゃないか、こういう意味の御答弁だったと思うのですが、そうだといたしますならば、昨年あるいは本年程度ぐらいの電話設備費に対する資金運用部あたりの金の出し方が今後とも引き続く、これがふえない。この程度のまま引き続くとしても二年たつた後には、これは加入者からの負担金の取り立てというふうなもの、幾らかでも減らして得る、こういう見込みでなければ、先ほどのようなお答えは出ないはずだと思ふのですが、その辺のところをもう少しはつきりしてくれませんか。

○松田政府委員 ただいま申し上げましたのは、お手元にお配りいたしました資料にもその片りんが出ていますのでございまして、この二年間というものは従来進めておりました五カ年計画、その五カ年計画においては当然現在のままの負担金あるいは債券というものを予定して財源として考えておりますので、これをいじることは直接五カ年計画の成果に関するといはるわけ、この間は現在の政令による額そのものを

を出していただくということにならざるを得ないと思ふのです。その後におきましては、実は今のところはつきりした固まつた計画というものはないわけでもございまして、それをこ来年、再来年のうちに固めなければならぬ。その固めるときに、もちろん財源の内容等もいろいろその場合に予測いたしまして、その次の五カ年計画というものを固めるわけでもございまして、そこでわれわれとして現在考えておりますのは、二年間たつたあとで、一休電話の需要がどうなるであらうかという点についての予測だけは、現在してみただけでございまして、それはお手元にお配りいたしました資料にもございまして、今後二年間たつたあとで現在の通りの負担金あるいは債券を続けていけば、こういうふうな加入申込者の数字が予測されるだろう、たとえば債券を半分にするればこういう数字が予測されるだろう、債券を全部なくしたというふうな数字が予測されるだろう、というふうなことも、いづれにしても加入者の要望というものは現在のままでもいくといたしまして、とにかく相当なものであるといはるような点から、とりあえず一応現在のままの態勢で五年間延長していくことにお願いいたします。しかし措置というものは政令によつてやるわけですから、次の第二次五カ年計画というものを考えますときに、当然どういふ加入者の増加の予測でいかかというところ、あるいは債券の額のきめ方なり何なりによつて違ふわけですから、それと両方考え合はして、第二次五カ年計画を考えていきたいというふうなことを考へております。

○八木(昇)委員 それではただいまの御答弁によつて、一にかかつてこの問題はやはり政治力の問題である、こういうふうなふうに思ふのです。それで今のような格好のままであれば、今後五年たとうが十年たとうが十五年たとうが、極端にいえば二十年たとうが、結局加入申込者からの負担金の取り立て、債券引き受けの強要というふうなことは、一向なくなるべきでない、今のようなお話であればこうなりはしませんか。それで政府としては、まあ三年くらいで何とかするのじゃないか、またそのようにしたいという先ほどの大臣の御意向のようであつたとするならば、これはやはり電話の架設とか設備というふうなことは、あくまでも公益的立場に立つて公社が国家的見地からやるわけですから、従つてこういうふうな今の加入者に負担をさせるというふうなことは、臨時措置として最初から時限立法として出されたわけですから、それから、やはり国家が三年程度たてばこういう悪法は解消したい——極端に言へば悪法です。そういうことならば、やはり政府として何らかの措置を政治問題として考えざるを得ないといはるようになるのじゃないかと思ふのです。たとえば資金運用部の金を年間五十億なり百億なりこれへ回す、あるいはほかの方法を講ずる、こういうふうな準備はもちろんでおられるわけでしょうね。そうでないと、これはいつまで臨時措置法が続くかわからないあやふやな考え方のままに、こういう問題に対して、われわれはイエスともノーとも答えられないです。

○村上國務大臣 ただいま政府委員からお答えいたしました通りでございまして

を出していただくということにならざるを得ないと思ふのです。その後におきましては、実は今のところはつきりした固まつた計画というものはないわけでもございまして、それをこ来年、再来年のうちに固めなければならぬ。その固めるときに、もちろん財源の内容等もいろいろその場合に予測いたしまして、その次の五カ年計画というものを固めるわけでもございまして、そこでわれわれとして現在考えておりますのは、二年間たつたあとで、一休電話の需要がどうなるであらうかという点についての予測だけは、現在してみただけでございまして、それはお手元にお配りいたしました資料にもございまして、今後二年間たつたあとで現在の通りの負担金あるいは債券を続けていけば、こういうふうな加入申込者の数字が予測されるだろう、たとえば債券を半分にするればこういう数字が予測されるだろう、債券を全部なくしたというふうな数字が予測されるだろう、というふうなことも、いづれにしても加入者の要望というものは現在のままでもいくといたしまして、とにかく相当なものであるといはるような点から、とりあえず一応現在のままの態勢で五年間延長していくことにお願いいたします。しかし措置というものは政令によつてやるわけですから、次の第二次五カ年計画というものを考えますときに、当然どういふ加入者の増加の予測でいかかというところ、あるいは債券の額のきめ方なり何なりによつて違ふわけですから、それと両方考え合はして、第二次五カ年計画を考えていきたいというふうなことを考へております。

て、私どもとしては加入者にこういう負担をかけるということを、いつまでも無期限に引っぱっていくということとは、これは最も好ましくないこととあります。また公社としての建前から申しましても、そういうことはあつてはならないのでありまして、それは御指摘の通りであります。しかし今日の電話のいわゆる追加の増額というような点からならみ合せてみますと、三年後、五年後というのを見まして、政府がそのうちに財政が立て直つて、そこにお説のような状態になりまして、出し得るような状態になりました際にはこれはまた別であります。今日の状態を勘案しますれば、どうしても五年間ぐらひはこういう状態が続くのではないかと、こういうつもりで、このような法案を提出してお願いしている次第であります。

○八木(参)委員 もう一点、抽象的にいろいろ言われましたが、もう五年間だけ延長したいという御提案だけれども、しかし五年後にはこういうのはもうやめてよろしいという科学的な根拠は、何らお示し願えないわけですね。一応五年延長するのだが、五年後はまたどうなるか、一向わからないというわけですね。

○松田政府委員 御指摘の点は、はなはだ申しわけない次第でございますが、五年間はぜひ要するということは私も言わなければならぬ点でございます。実は、そこでやめ得るという自信は、実はございませんので、そのときにどうなるかということについての数字も、実はまだはつきりしないわけでありす。

○橋本(登)委員 時間がなから簡単に関連質問としてお聞きします。この法律案は、これは大体ば公正な法律案じゃないかと私は思うのです。そこで松井君の御質疑の要点の一つは、この解釈についてお聞きします。その点政府の方からはっきりしておりませんが、政令で内容を定める、こういう考え方が従来の措置法の建前から考えてもおかしいじゃないか、不穏当じゃないか、国会無視じゃないか、これがまず第一。それから第二は、臨時措置法であるからしてこれはもう暫定なんだ、それが暫定ならずしてまた第二回の延長をするというの、何か根拠がなくなっちゃいかぬのじゃないか、これが第二点だろと思うのです。実は今私速記録を持っておりますが、われわれ前からの問題をやっておつたのですが、私はこう解釈するのです。これは大臣をとがめるわけじゃないので、一つ関係当局の方で御答弁願いたいのですが、御承知のように設備資金は昭和十年前後ですか、今の物価の基準になつておる当時は三百円だつたと思つて、それから物価の値上りを計算して、当時臨時措置法によらざるいゆる設備資金としてこれを計算すれば、相当の金額になる。当時の終戦直後の日本の情勢としては、これをいきなり吸い上げたならば加入者の方に非常に不利益じゃないか、困難じゃないか。そこで実際上にかかる経費の一部を公債によつてこれを買つてもらつて、この公債を受給者の方で適当に処理することはけつこうだが、それによつて利益者の方にも、受給者の方にもある程度の便宜をはかる、同時にまた政府当局としても、当時膨大なる

設備資金でやつていこう、こういうような意図から本法律ができたと思ふのです。従つて資料としてお聞きしたいのは、当時どれくらい設備資金でまかなわれておつたのか、これを現在の物価の上昇率と比べて、終戦当時三百円もつたものは幾らもらわなければならぬか。その金額というものを、必ずしも設備資金によらずして、実は臨時特例法による公債を引き受けるという形で持つていった分がどれくらいになつてゐるか、その点数字上明らかになつていけばお聞きしたい。

○吉沢説明員 的確な資料がございませぬから御回答は十分でないかと存じますが、今お話のごとく、かつては必ず電話をおつけする人に対して、設備費としてお金をちやうだいしておつたのです。それが大正十四年からそういう制度になりました。当時御存じのごとく大震災後でございす。東京を例にとりますと、一千五百円という設備費をちやうだいしておつた。自來水にしようというので、あるいは五十年計画、あるいは三十五年計画のもとに、この設備費をできるだけ下げたいという意図のもとに計画を立てたのですが、当時の財政事情及び諸般の情勢から、計画は途中で挫折したわけですが、しかし設備費はだんだん下る方向に行きまして、それから終戦まで続いたのです。その最終の、終戦後の昭和二十二年四月でございすが、そのとき東京におきましては九百円の設備費をちやうだいたしたのです。三百円というのはございませぬでした。そこでこれを昭和二十二年に廃止いたしました。

設備費等は一切とらないことにして、装置料一本でいこうという方針に変えました。その装置料がその当時千五百円、しかし千五百円ではとうてい需要をまかない切れないのは当然でございす。そこでこれに對しましていろいろ考えた結果、電話公債というものをちやうだいしようというので、当時は十五年の償還で年利四分の電話公債、これは政府の公債です。それをもつて三万六千円、全国に土地の方でも三万六千円均一に持つていこう、これをやつたのです。これが一年の寿命でございす。これは当時の非募債政策によりまして一年間でやめたのです。その一年間どのくらいこれによつて資金を得たかと申しますと、約四十億の資金を得たのです。そこでこの電話公債はなくなりまして、それから二年の間を経過しまして、依然として電話需要が多いのですから、何かの従来的設備費あるいは電話公債にかわる受給者の負担をお願いしていかなくては、とうてい電話がふえない。かつまた当時の事情として、非常に電話の要求が多いのです。従つてある程度受給者として金を納めても、電話をこの際につけてもらいたいという声が多きに燃焼でございまして、そういう意味で今日の臨時負担法ができたと思うのであります。当時からばどのくらい電話をつけたかと申しますと、これは的確なものはございませぬが、大体昭和二十四年、二十五年におきまして、加入者にして十二万もしくは十三万程度しかつかなかつたのです。以上のようなことで、詳しい資料はございませぬが、一応概略の記憶に残つておる程度でお答えを申し上げた次第であります。

○橋本(登)委員 今の装置料千五百円ですが、それを現在の物価上昇率に比べて考えると、どれくらいの金額になるかということをお聞きしたい。

○吉沢説明員 千五百円といつたのは終戦直後の問題でございまして、その後四千円という装置料の値上げをいたしております。しかしこの根拠というものは、要するにケーブルから各加入者宅につけまする引込線の経費というふうな観念でやつてゐるのでありまして、橋本委員の御指摘のかつての、あるいは三百円というふうなお話でございまして、そういう時代設備費とは性格が全く違つております。そこでわが国の電話事業というものは元来、先ほど営業局長がお話ししましたように、千五百円というのは、それで市内の電話設備がほとんど全部できる経費となつております。ところがこの制度のために非常に電話というものは特殊なものになつて発達している。そこで占領下におきまして、電話というものにそういう負担をかけるわけにはかぬというので、一切そういう負担はかけない。従つて引込線の装置料ぐらひは四千円ということにきめられたわけでございますが、これは私どもの理想でありまして、外国においてはそういう形態で発達しているのです。遺憾ながらわが国においてはそういう形態にできなかった。そのかわりわが国におきましては特殊な形態がある。そういう負担金をちやうだいたすかわりに、電話の売買譲渡ができるという、これまた世界にちやうと例のない形態をとつてきてゐる。そこで理想を

うだいたしたい、こういうふうにか
えておるのであります。

○松井委員 公社の立場は大体明らか
になりましたが、そこでお伺いたし
ますのは、またこの法律に戻ります
が、先ほど来橋本君も八木君も関連質
問をいたしておりますが、明瞭な答え
が出ていない。というのは、五年間と
してありますね。二年間は従来通りと
する。そうして三年後から政令できめ
ると、こう言っております。その政令
の中身というものが想定されていなけ
れば、五年間という法律は出せないわ
けですね。それをさつきから聞いてお
るけれども、関連質問で橋本君も聞い
ておるが、明瞭な答えがない。だから
三年後は政令であるが、その政令の中
身は、たとえばそのときの状況におい
て政府資金の投下可能と見るか、それ
とも加入者の負担金を続けなければな
らないと見るか、それとも政府資金の
投下なくしていきけるという問題に見
るか、これを明らかにしてもらわない
と、この五年間というものを出した法
律の内容について了解ができない。こ
れは私は全員がそうだと思います。そ
の点を明らかにしてもらいたいことが一
つ。

もう一つは、そういう形でいきま
す、かりに五年たつて——政令の中身
をまだ伺いせんけれども、本年度か
らは四分で六億返していかなければな
らぬ。そうすると五年間のあれでもつ
て十年たつと、最初加入したものに
ついては金額を返していかなければなら
ぬ、そういうことになりましょ。そ
のときのパーセントと、今度は二年後
から十年後にかけるいわゆる建設資金
の獲得計画というものが当然裏づけと

なつてこなければ、この五年間とい
う法律は出てこない、そういうことにつ
いてつまびらかな計画というものがで
きておるか。つまびらかな計画数字を
立てても、これは想定ですが、想定な
くして法律案は出てこない、その点が
答弁によつても明らかにならない。

第三に、だから橋本君のように基本
的に、要するに臨時措置法というもの
はあくまでも臨時措置法であつて、政
令でやるには工合が悪いから、法律と
しての臨時措置をとる。これが臨時措
置法の大体の建前であります。だから
臨時措置法できめておいて、また政令
で出す。こういう形というものは法体
系としては工合が悪いと思うが、それ
でよろしいとお考えになるかどうか。

もう一点は、その場合に臨時的な措
置として臨時措置法を出しながら、さ
らにそれをかみくだいて政令を出す
というときの政令というものは、扱いの
手続をきめることが政令の本質であつ
て、加入者負担に対する額の変動まで
きめることは政令の本質じゃないので
すよ。そういうことまで研究されて五
年と出されているのかどうか。

この一点から四点まで、具体的に大
臣が御答弁なさるなら一番けっこうだ
が、大臣でなければ起案者、当該責任
者でもよいから、この四点について明
らかにしてもらわなければならぬ。政
令の本質、臨時措置法の本質、臨時措
置法と政令との関係、これはこの法律
に対して非常に重要な問題なんです。

○松田政府委員 ただいまの御質問で
ございますが、最初に、今後二年間
にわたる計画はどういうふうになる
のかという御質問でございます。私
も現在考えておりますのは、三年後

においても電話の需要状況は非常に詰
まっている。従つて、当然これに対し
て拡充計画というものをやっていたい
ければならぬというのを考えまして、
お手元にも資料を届けたわけでござい
ますが、それが具体的に資金の面から
ながめてどうなるかということにつ
きましては、今手元にその資料がござ
いせんので、別にそういう御趣旨に
従つて考えるということにさせていた
だきたいと思ひます。

○松井委員 考えておるがきょうは資
料がないというのですか、あらためて
資料を整えてくるというのですか、そ
れとも今から考えるというのですか、
どつちですか。

○松田政府委員 大体のいろいろな想
定というものはやつておるわけでござ
いますけれども、それを一体どうい
うふうにまとめるか、あるいは一応ど
ういう数字に考えるかという点では、ま
だはつきりしたものができておりま
せん。ないというわけでもありません
が、しかし確実にこれだというものが
ございせん。大体そういう程度でござ
います。ある程度の構想というものは
もちろん持つておりますから、それ
はすぐお出ししたいと思ひます。

その次に、債券の償還の問題もやは
りそれと同じことになると思ひますの
で、その際に別に資料を出したいと思
ひます。

それから政令についての考えでござ
います。これは私、先ほどちよつと
言葉が足りなかつたかと思ひますが、
現在最高限を法律にうたつておりま
して、それ以下でいろいろな種類の電
話あるいは各級局別の額は、すでに政
令できめられておるわけでございま

従ひましてそのことは、現在の法律が
そういうふうなやつておるものではな
ら、そのまま延ばしていただくこと
であつて、それをさらに今後変更する
ということとは、最高限の範囲内にお
いて政令できめているものの変更でござ
いますから、当然政令でやつていつて
いいたろうというふうな考えまして、
もし必要が起れば適当な時期に五カ
年計画というものを考え合せていろ
い議論になると思ひますので、そう
いふときに種々議論が尽された結果、や
はり政令でやる道はあるというふう
に考へておる次第であります。

臨時措置法の性格につきましては、
先ほど来負担金あるいは債券の負担
というふうな性格につきまして議論が
なされておつたときのように、結局私
どもとしては、この格好というものは本
来の姿としては望ましくないものでは
ないけれども、しかし現在の電話の需
要が非常にたくさんあるという現状、な
かなか事業がそれに追いついてい
かないというふうな状況から、やむ
を得ずこういふふうにしてやつていく
ことも必要であらう、やむを得な
からうという工合に考えましてやつ
ておるわけなんです。だからそうい
う考えは永久的に続くというこ
とで立法していくべきではないと思
ひますので、臨時的な措置をする
という法律になつているのであり
ます。

○総説委員 公社側からお答えする
ことだけお答えいたします。実は先
ほどの御質問に対して、来年度の予
算におきまして六億を見込んでお
るという御答弁がございましたが、
それは誤りでございます。まだ七
年になつておりません。それから一
般公募の方は別

としまして、十年というところで、ま
だ五年になつておりません。この法
律はもう五年近かつたつております
けれども、二十八年から社債を募つ
て受益者の方に持つていただくとい
うことになりましたので、まだ五年
たつておりませんから、来年度にお
きましてはそれを見込む必要はない
のです。ただ公募債におきましては、
一部マイナスを見込んでおります。
それから公募債は、毎年翌年から
格別七年度、毎年翌年からすること
になつておりますが、それからあと
の負担金の返還は、ごらんに入
れてあります。調書に出ております
通り、一億五千万円いたしております。

それからただいまの御質問の今後ど
うなるかという点でございますが、
加入者に御負担願つております社
債につきましては、これは借りか
えとかは絶対にきくものではない
ので、これは返していただくとい
ふことで計画をいたしております
わけでございます。公募債につきま
しては、一部借りかえという手もあ
ると思ひます。また政府の方に
お願いしまして、資金運用部資金
でそれを借りていくというように、
今後第二次五カ年計画の末期から
第三次にかけましては、政府の方
にたよる点も非常に多いかと思
ひますが、もちろん建設費も技術
の発達によつて安くしていきな
ければならぬし、要するに電話の
利用というものがもつと安くでき
るようになつていくと思ひます。

それから料金体系その他から考
へまして、これをどういふふう
に改正していくかというところは、
技術の進歩とにらみ合せますと、
必ずしも今日の確な資料を出
すことはできません。従つて現

状のまま推移するといったしまして、第二次五カ年計画の末からかりに外部に社債を仰ぐといったしますと、百億ではなくて二百億程度仰いでいかなければならぬだろう、こういうような計算になるのでありまして、それでは今後五年たってもなかなかいい状態にならないではないかというようなお考えに立たれるかと思いますが、その点につきましてはまさにそうでございますけれども、一方第二次五カ年計画におきましては、毎年十九万程度はぜひ加入者をつけていきたいというような考えに私も立っておりますので、現在の負担金、社債を負担できない一般の装備をだんだんと拡張していかなければならぬ。そういう意味合いにおいて、一応五年ということですが、できれば、第二次五カ年計画の推移にかんがみまして、ある程度これを減額して、さらに他の分野におきましても金が入れるようにしていきたい。ともかく五年の見通しとしてはやはり社債、負担金というものは残存する、こういうような見込みをせざるを得なかったのでございます。その点を申し上げておきます。

○松井委員 五カ年たって返還する六億が本年度の予算に載っておる、その中身を調べてお伺いしたい、こう思っておりますけれども、今の説明で六億の返還が間違いであることが明らかにになりましたから、きょうはおしまいにいたします。

ついでに一言、副総裁は、その段階になつて外部資金が百億ではなくて二百億必要だ、こうおっしゃいましたが、これは負担金と加入者の受益者債券が百億であつて、外部資金は百八十

三億になつております。これはやはり現状は百億で、その段階になれば二百億必要だということは、ちょっと誤解じゃないかと思ひますので、ちょっと指摘しておきます。

○総説明員 外部資金の言葉の使い方を間違ひまして、一般公募の社債を申し上げたのでございます。

○松前委員長 時間もたいぶ経過いたしましたので、本日はこの程度といたし、次会は来たる二十四日金曜午前十時より開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時十三分散会